



平成18年5月12日

各 位

会 社 名 日本シイエムケイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中山 高広
(コード番号6958 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 山口 喜久

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第46回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法第939条の規定に基づき、公告の方法について、周知性の向上及び経営の合理性を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入にともない、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 会社法第426条の規定に基づき、取締役が職務を遂行するにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもってその責任を法令の限度において免除することを目的として、変更案第28条(取締役の責任の免除)を新設するものであります。また、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制づくりの一環として、変更案第36条(監査役の責任の免除)第1項を新設するものであります。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

会社法第189条第2項の規定に基づき、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。会社法第310条第5項の規定に基づき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、現行定款第15条(議決権の代理行使)につき所要の変更を行うものであります。

会社法第370条の規定に基づき、取締役会の機動的な意思決定を可能とするため、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制づくりの一環として、変更案第36条（監査役の責任の免除）第2項を新設するものであります。

その他定款全般について、会社法の施行などに対応した規定の新設・変更・削除など、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日（木曜日）

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数および株式の消却)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 2億2千7百92万2千株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 (現行のとおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 (現行のとおり)</p> <p>(本店所在地)</p> <p>第 3 条 (現行のとおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>監査役会</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2億2千7百92万2千株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行等)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係わる株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買い増し)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質を含む。以下同じ)</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、100株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4)<u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社の株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および<u>実質株主名簿</u>(以下<u>株主名簿等</u>という)ならびに<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き</u>、<u>株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録</u>その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人に取り扱わせ</u>、当社においては<u>これを取り扱わない</u>。</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第10条 当社の株券の種類および株式の名義書換その他株式に関する<u>取扱</u>については、<u>取締役会の定める「株式取扱規程」</u>による。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって</u>、その決算期に関する<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする</u>。</p> <p>2. <u>前項に定める場合のほか、必要があるときは</u>、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる</u>。</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに<u>備置き</u>その他の<u>株主名簿、新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては<u>取り扱わない</u>。</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p>第13条 当社の株式に関する<u>手続きおよび手数料</u>は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」</u>による。</p> <p>(<u>削 除</u>)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、埼玉県入間郡三芳町においても招集することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに代る。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令または定款に別段の定めがある場合は、その定めによる。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある<u>とき</u>に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権ある他の株主に対してのみ、その議決権を委任することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は20名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって決する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役の中から社長 1 名をおき、必要に応じて、会長 1 名および副会長、相談役、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 <u>社長は、代表取締役として会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、役付取締役の中から会社を代表する取締役を選任することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、社長が招集する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第21条 取締役会に関する事項については、<u>取締役会の定める「取締役会規程」</u>による。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第23条 当社の監査役は4名以内とし、<u>株主総会において選任する。ただし、法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において補欠監査役を選任することができる。なお、補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開かれるまでの間とする。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって決する。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」</u>による。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役は、<u>その互選により、常勤監査役1名以上を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第26条 監査役会の通知は、<u>各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの限りではない。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>これを開くことができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第27条 監査役会に関する事項については、<u>監査役会の定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>(報 酬)</p> <p>第28条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、<u>その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期日)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p>(利益処分)</p> <p>第30条 毎営業年度の当期利益金に前期繰越金を加えたものを利益金とし、その処分は、法令の定めあるもののほかは、株主総会の承認を得て行う。</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第31条 当社の株主配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録されている株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当金という）を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第33条</u> 株主配当金および中間配当金は、その支払い開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社は、<u>支払い義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>受領遅滞の株主配当金および中間配当金には、利息を付さないものとする。</u></p> <p>(転換社債の転換時期)</p> <p><u>第34条</u> 当社の発行した転換社債の転換により発行された株式に対する最初の株主配当金および中間配当金は、<u>転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても<u>なお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

以上